

毎朝火・金曜日を除く(休日は除く) 昭和三十二年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- 人委規則 教員の高学歴者の給料の調整に関する規則
- 職員給与の切替等に関する規則
- 職員給与の支給に関する規則の一部改正
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正
- 職員の給料の調整額に関する規則の一部改正
- 警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則

人事委員会規則

教員の高学歴者の給料の調整に関する規則をここに公布する。

昭和三十三年十月十八日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第六号

教員の高学歴者の給料の調整に関する規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十六号)附則第十四項の規定に基き、教員の高学歴者の給料の調整に関する事項を定めることを目的とする。

(調整を行う職員)

第二条 給料の調整は、昭和三十三年三月三十一日(以下「適用日」という。)において現に高等学校、中学校、小学校、幼稚園、盲学校若しくはろう学校に勤務し、高等学校等教育職員給料表又は中学校、小学校等教育職員給料表の適用を受ける職員(適用日において退職した職員(期限を定めて採用された職員で適用日において退職した者を除く。))を含む。)のうち、次の各号に掲げる者(以下「教育職員」という。)(について行うものとする。

一 現に校長である者又は教諭一級普通免許状(養護

教諭一級普通免許状を含む。以下同じ。)若しくは教諭二級普通免許状(養護教諭二級普通免許状を含む。以下同じ。)を有する者であつて次のいずれかに該当する者

- (1) 旧教員免許令(明治三十三年勅令第百三十四号)による高等学校高等科教員免許状又は高等女学校高等科及び専攻科教員免許状を同令により授与された者
- (2) 旧大学令(大正七年勅令第百八十八号)による学士の称号を有する者
- (3) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による修士または博士の称号を有する者
- (4) 旧学位令(大正九年勅令第二百号)による学位を有する者
- (5) 第二号(8)に該当する者のうち、甲種一等航海士若しくは甲種一等機関士の海技免許状を有し、三年以上船舶に関し実施の経験を有する者又は甲種船長若しくは甲種機関長の海技免許状を有する者

者

(6) 東京高等師範学校専攻科又は広島高等師範学校德育専攻科を修了し、学士の称号を有する者

- 二 現に校長である者又は教諭一級普通免許状若しくは教諭二級普通免許状を有する者(旧陸軍士官学校、旧陸軍航空士官学校、旧陸軍経理学校、旧海軍兵学校、旧海軍機関学校又は旧海軍経理学校を卒業した者並びに旧陸軍士官学校五十九期生、旧陸軍航空士官学校五十九期生又は旧陸軍経理学校八期生で、適用日において現に教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第五十九号)による改正前の教育職員免許法の規定による教諭仮免許状又は教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百四十八号)第二条第一項の表の第十七号のロの規定により臨時免許状を有する者を含む。)であつて次のいずれかに該当する者
- (1) 旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許

状を同令により授与された者

- (2) 旧教員免許令に基く教員無試験検定に関する指定学校(明治三十六年文部省告示第三十号)に該当する学校を卒業した者
- (3) 公立私立学校卒業者に対し師範学校、中学校、高等女学校教員無試験検定の取扱を許可したる学校(明治四十四年文部省告示第二百四十二号)に該当する学校を卒業した者
- (4) 実業学校教員検定に関する規程により無試験検定を受けることを許可したる学校(大正十二年文部省告示第三十五号)に該当する学校を卒業した者
- (5) 旧教員免許令第二条但書の規定に基く昭和十八年文部省告示第五百号一の定めるところにより、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校の教員となることのできる者
- (6) 旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)第一条に規定する教員養成諸学校(師範

学校及び青年師範学校を除く。)又は同令第二条に規定する教員養成所(臨時教員養成所を含む。)若しくは旧臨時教員養成所規程(昭和十九年文部省令第八号)による臨時教員養成所を卒業した者

- (7) 旧無線電信講習所官制(昭和十七年勅令第二百七十四号)による無線電信講習所、旧通信院官制(昭和十八年勅令第八百三十一号)による官吏練習所又は旧通信講習所官制(昭和二十年勅令第三百三十五号)による高等通信講習所において修業年限三年以上の課程を卒業した者
- (8) 旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による高等商船学校(旧商船学校官制(明治十九年勅令第十九号)による商船学校を含む。)若しくは函館水産専門学校の遠洋漁業科(函館高等水産学校の遠洋漁業科を含む。)又は旧水産講習所官制(明治三十年勅令第四十七号)による第一水産講習所の漁業科(水産講習所の遠洋漁業科及び

第一水産講習所の遠洋漁業科を含む。)を卒業した者

(9) 公立私立盲学校及び聾啞学校規程(大正十二年文部省令第三十四号)第十条第一項又は同令第十一条第一項の規定により盲学校又はろうあ学校の教員となることのできる者

(10) 学校教育法による学士の称号を有する者
(11) 東京教育大学教育学部に附属する特殊教育教員養成施設の課程を修了した者

(12) 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第七条の規定により保健婦の免許を受け、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学した者又は同条の規定により看護婦の免許を受け、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学した者

(13) 旧東京美術学校師範科又は旧東京音楽学校甲種師範科を卒業した者

(14) 旧専門学校令による専門学校、旧高等学校令(

大正七年勅令第三百八十八号)による高等学校高等科、旧大学令による大学予科、旧陸軍士官学校、旧陸軍航空士官学校、旧陸軍経理学校、旧海軍兵学校、旧海軍機関学校又は旧海軍経理学校を卒業又は修了した者並びに旧陸軍士官学校五十九期生、旧陸軍航空士官学校五十九期生又は旧陸軍経理学校八期生で、三年以上教員としての経験を有する者

(15) 実業に関する専門学校の卒業者(昭和十八年文部省告示第五百号一に規定する専門学校の卒業者を除く。)又は青年師範学校の卒業者で、昭和二十四年九月一日までに高等学校、中学校、従前の規定による中等学校又は青年学校において通算して一年以上実業科の実習教授を担任した者

(16) 青年学校教員養成所の卒業者で、昭和二十四年九月一日までに高等学校、中学校、従前の規定による中等学校又は青年学校において通算して四年以上実業科の実習教授を担任した者

(17) 従前の規定による実業学校の卒業者(実業科の国民学校専科教員免許状を有する者を含む。)で、昭和二十四年九月一日までに高等学校、中学校、従前の規定による中等学校又は青年学校において通算して六年以上実業科に関する実習教授を担任した者

(18) 従前の規定による実業学校の卒業者(実業科の国民学校専科教員免許状を有する者を含む。)で、昭和二十四年九月一日までに六年以上実地の経験(実業学校卒業後受けた実業に関する学校教育の年数及び実習教授を担任した年数を含む。)を有する者

(調整を行う額)

第三条 適用日における教育職員の給料月額、その者の適用日の前日における給料月額(職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第十八号)第三条に規定する給料の調整額を除く。以下「旧給料月額」という。)を左の各号に定めるところにより調整した額とする。

ろにより調整した額とする。

一 前条第一号に該当する者のうち、適用日における職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「改正前の給与条例」という。)別表第五の通し号給表(以下「通し号給表」という。)においてその者の旧給料月額に相当する額に対応する号給(以下「旧号給」という。)が三十六号給以下の号給である者については、旧号給より二号給上位の号給の額に調整する。

二 前条第一号に該当する者のうち、旧号給が三十七号給以上六十一号給以下の号給である者については、旧給料月額を受けるに至つた日から三月前(旧号給が三十七号給である者にあつては六月前)の日に旧号給より一号給上位の号給の額を受けるに至つたものとみなして改正前の給与条例第四条第三項及び第五項に定める昇給に関する規定(以下「昇給規定」という。)を適用した場合にその者が適用日において受けることとなる給料月額に調整する。

三 前条第一号に該当する者のうち、旧号給が六十二号給以上の号給である者については旧号給より一号給上位の号給の額に調整する。

四 前条第二号に該当する者のうち、旧号給が三十七号給以下の号給である者については、旧号給より一、号給上位の号給の額に調整する。

五 前条第二号に該当する者のうち、旧号給が三十八号給以上の号給である者については、旧給料月額を受けるに至つた日から六月前の日に、その旧給料月額を受けるに至つたものとみなして昇給規定を適用した場合にその者が適用日において受けることとなる給料月額に調整する。

六 前項第二号又は第五号の場合における昇給規定の適用については、改正前の給与条例第四条第三項及び職員の新任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十年鳥取県人事委員会規則第三号。以下「新任給規則」という。)第二十条に定める期間の最短期間によつて行うものとし、この場合における昇給が新任給規

則第二十条の規定に基くものであるときは、前項第二号又は第五号の三月前の日又は六月前の日とあるのは、新任給規則第二十条第一号の規定に基く場合にあつては、六月前の日又は十二月前の日に、同条第二号の規定に基く場合にあつては、九月前の日又は十八月前の日に、それぞれよみかえて適用するものとする。

(調整を行う額の制限)

第四条 前条の規定の適用を受ける教育職員のうち、同条第一項第二号の規定による者の給料月額は、旧号給より二号給上位の号給の額を、同条同項第五号の規定による者の給料月額は、旧号給より一号給上位の号給の額を、それぞれこえることはできない。

第五条 教育職員のうち、前二条の規定に基き決定された給料月額が、左の各号により定める給料月額をこえることとなる者については、当該各号に定める給料月額をこえない範囲内にその調整をとどめるものとする。

一 第二条第一号に該当する者については、別表第一

によりその者に適用される給料表の区分に従つて、職種に応じ経験年数(新任給規則に定める経験年数算出方法の例により算出された適用日までの経験年数をいう。以下同じ。)に対応する号給に相当する給料月額

二 第二条第二号に該当する者については、別表第二により、その者に適用される給料表の区分に従つて、職種に応じ経験年数に対応する号給に相当する給料月額

2 前項において教育職員のうち、養護教諭、助教諭、養護助教諭若しくは実習助手の職にある者に対して別表を適用する場合においては、養護教諭にあつては教諭の欄、その他にあつては講師の欄を適用するものとする。

(昇給の起算日)

第六条 教育職員のうち、第三条の規定により定められた給料月額(第三条第一項第五号の規定により適用日において受けることとなる給料月額が旧給料月額と同

じ額となる場合はその旧給料月額)が前条第一項各号に定める給料月額に達しない者については、左の各号に定める日をその者の適用日後における最初の昇給の起算日とする。

一 第三条第一項第一号、第三号又は第四号の規定の適用を受ける者については、旧給料月額を受けるに至つた日

二 第三条第一項第二号の規定の適用を受ける者については旧号給より一号給上位の号給の額を、同条同項第五号の規定の適用を受ける者については旧給料月額を、それぞれ受けるに至つたものとみなされる日

第七条 教育職員のうち、第三条の規定により定められた給料月額が、第五条第一項各号に定める給料月額と同じである者については、左の各号に定める日をその者の適用日後における最初の昇給の起算日とする。

一 第三条第一項第一号、第三号又は第四号の規定の適用を受ける者(第三条第一項第一号の場合にあつ

ては旧号給より二号給上位の号給の額に定められた者に限る。)については、旧給料月額を受けるに至つた日又は第五条第一項各号に定める給料月額を受けるに要する経過年数を満たした日のうちいずれか後の日

二 第三条第一項第一号の規定の適用を受ける者のうち、その給料月額を旧号給より一号給上位の号給の額に定められた者については、第五条第一項各号に定める給料月額を受けるに要する経過年数を満たした日

三 第三条第一項第二号又は第五号の規定の適用を受ける者については、それぞれ旧号給より一号給上位の号給の額若しくは旧給料月額を受けるに至つたものとみなされる日、又は第五条第一項各号に定める給料月額を受けるに要する経過年数を満たした日のうちいずれか後の日

(昇給起算日の特例)

第八条 教育職員のうち、旧給料月額が第五条第一項各

号の規定による給料月額と同じである者で旧給料月額を受けるに至つた日が、同条同項各号に定める給料月額を受けるに要する経過年数を満たした日より後である者については、その満たした日をその者の適用日後における最初の昇給の起算日とする。

第九条 教育職員のうち、第六条第二号又は第七条第三号の規定を適用する場合において、旧号給より一号給上位の号給の額若しくは旧給料月額を受けるに至つたものとみなされる日から適用日までの間において第三条第一項第二号又は同条同項第五号の規定に基き昇給することとなる者についてはその昇給することとなる日(第四条の規定に該当する場合においては、同条に定める号給の額を受けることとなる日)をそれぞれ旧号給より一号給上位の号給の額若しくは旧給料月額を受けるに至つたものとみなされる日とする。

(調整調書)

第十一条 この規則の適用を受ける教育職員については、左に掲げる項目について調書を作成し、保管しなければ

ばならない。

ア 氏名

イ 職種名

ウ 適用給料表名

エ 学歴免許等の資格の区分

オ 経過年数

カ 規則第四条若しくは第五条の規定により定められた給料月額

キ 旧給料月額とその受けるに至つた日

ク 調整された給料月額

ケ 次期昇給の起算日

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年三月三十一日から適用する。

職員の給与の切替等に関する規則をここに公布する。

昭和三十三年十月十八日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第九号

職員の給与の切替等に関する規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十六号。以下「改正条例」という。)(附則第二項、第五項、第八項、第十項、第十三項、第十五項、第十六項、第十九項及び第二十一項の規定に基き、職員の給与の切替等について定めることを目的とする。

(職務の等級の決定)

第二条 職員の改正条例適用の日以降における職務の等級は、給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第七号)及び職務の等級に分類される職に関する規則(昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第八号)に基いて定められる等級とする。

2 前項による職員の職務の等級は、昭和三十三年十月三十一日(以下「等級決定日」という。)に決定するものとする。

(改正条例附則第二項の旧給料月額の特例)

第三条 改正条例による改正前の職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「改正前の条例」という。)(第三条第三項に規定する特別給料表の適用を受けていた職員の改正条例附則第二項にいう旧給料月額は、改正前の条例の適用により改正条例適用の日の前日においてその者の受けていた給料月額(職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第十八号)の規定に基き給料の調整額(以下「給料の調整額」という。))を支給されてゐる職員については、これを除いた額)とする。

(切替日とみなされる日又は改正条例適用の日における給料月額の特例)

第四条 改正条例附則第四項に規定する切替日とみなされる日(以下「切替日」とみなされる日」という。)(又

は改正条例適用の日における職員の給料月額が、その者の有する学歴免許等の資格に応じ職員の初任給、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第十号。以下「初任給規則」という。)(に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。))の額に達しない場合においては、それらの日におけるその者の給料月額は、その初任給基準表の額と同じ額とする。この場合においては、その初任給基準表の額を受けた日をもつてその者の最初の昇給の起算日とする。

2 改正条例適用の日に異動した職員のうち、異動後の職に對する初任給基準表が異動前の職に對する初任給基準表と異なる者又は異動後に適用される給料表がその異動前に改正条例を適用したならばその者に適用されるものとみなされる給料表と異なることとなる者の改正条例適用の日における異動後の給料月額は、その異動が改正条例適用の日の前日において行われたものとみなして、その日における職員の初任給、昇給、昇給等

の基準に関する規則(昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第三号。以下「改正前の初任給規則」という。)(第三十九号又は第三十二号の規定を適用したとき)に、その日に受けることとなる給料月額を基礎として、改正条例適用の日に受けることとなる給料月額とする。

(教育職員等の切替の特例)

第五条 教育職員のうち、昭和三十三年三月三十一日から引き続き在職する者で、昭和三十三年四月一日以降昭和三十三年十月三十一日までの間に本県内に於いて地方公共団体を異にし、引き続き異動した者については、これらの異動がなかつたものとして改正条例附則及びこの規則の規定を適用するものとする。

2 前項の適用を受けない職員のうち、前項に規定する者と同様の事情にある者で人事委員会の承認を得た者については、前項の規定は適用されることができない。

(切替給料月額を受ける期間に連算される期間の特例)

第六条 職員のうち、改正条例適用の日の前日における給料月額を受けていた期間(以下「経過期間」とい

う。)が三月未満であり、かつ、その給料月額が別表第一の特定給料月額表に定める給料月額である者については、経過期間に六月を加えた期間を改正条例附則第二項にいう切替給料月額(以下「切替給料月額」という。)を受ける期間に通算する。

2 改正条例適用の日の前日以前において、改正前の初任給規則第二十五条第一項第一号の規定に該当した職員のうち、同規則第二十七条第二項の規定に基いて昇給させようとする時期が改正条例適用の日以降となる者については、短縮しようとする期間を経過期間に加えた期間を経過期間とする。

(枠外号給を受けた職員の昇給期間の短縮)

第七条 職員のうち、昭和二十六年一月一日から改正条例適用の日の前日までの間において、その属する職務の級の最高号給又は最高号給をこえる給料月額(以下「枠外号給」という。)を受けた期間(休職中の期間にかかる部分を除く。)を有する者については、改正条例適用の日又は切替日とみなされる日以降における

最初の昇給期間を、次に定める期間短縮することができる。

一 枠外号給を受けた期間の合計から改正前の条例第四第三項に定める期間の最短期間の合計を差し引いた期間(以下「枠外期間」という。)が六月以上十二月未満の者については三月

二 枠外期間が十二月以上十八月未満の者については六月

三 枠外期間が十八月以上の者については九月

2 前項の枠外期間の計算については、枠外号給を受けるに至つた日から次の昇給が行われた日の前日までの日数の合計日数三十日をもつて一月とし、端数の日数は切りするものとする。

3 改正条例附則第五項の規定により切替給料月額に通算される期間に第一項の規定により短縮される期間を加えた期間が、その者の切替給料月額又は切替日とみなされる日の給料月額について給料表に掲げる昇給期間をこえることとなる場合においては改正条例附則第

七項の規定を準用する。

(減給、停職、休職中の職員等の取扱)

第八条 改正条例適用の日の前日において、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第四十号)の規定に基き、減給若しくは停職となつていた職員又は職員の分限に関する手續及び効果に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十九号)の規定に基き、休職を命ぜられ給料月額を減じられていた職員については、これらの措置が行われていなかったものとして、改正条例適用の日における給料月額を決定するものとする。

(改正条例適用の日以降等級決定日までの間に退職した職員の取扱)

第九条 改正条例適用の日以降等級決定日までの間に退職した職員については、改正条例適用の日の前日の給料月額(昭和三十三年四月一日以降昭和三十三年十月三十日までの間において、新たに採用された職員(以下「新規採用者」という。))については改正前の初任

給規則の規定による初任給)を基礎として改正条例附則第二項から第十項まで並びにこの規則の定めるところにより改正条例適用の日(新規採用者については採用の日)における職務の等級及び給料月額を決定し、その給料月額を基礎として改正条例適用の日(新規採用者については採用の日)から退職の日までの間における給与を支給する。

(枠外者の暫定手当)

第十条 改正前の条例の規定により勤務地手当の支給地域とされていた地域(以下「勤務地手当の支給地域」という。)に在勤する職員のうち、職務の等級一等級における最高の号給の額をこえている給料月額を受け取る者(以下本条及び第十一条において「枠外者」という。)に対する暫定手当の額は、その者の給料月額に千六十二分の千を乗じて得た額に九百五十円を加算した額に対し、勤務地手当の支給地域の区分が、四級地である場合にあつては百分の二十、三級地である場合にあつては百分の十五、二級地である場合にあつては

百分の十、一級地である場合にあつては百分の五を乗じて得た額(十円未満の端数の生じた場合においてはこの端数を四捨五入して得た額)とする。

2 昭和三十三年十月一日以降における勤務地手当の支給地域以外の地域に在勤する枠外者の暫定手当については、前項の規定に基いて定められた額に改正条例附則第十八項に定める率を乗じて得た額とする。

(給料の調整額を受ける職員の時定手当)

第十一條 給料の調整額を受ける職員の暫定手当の額は、その者の給料月額に対応する改正条例附則別表第二の暫定手当定額表に掲げる額に、給料の調整額に対応する別表第二の給料の調整額及びこれに対応する暫定手当定額表に掲げる額を加算した額とする。

2 給料の調整額を受ける枠外者の暫定手当は、改正条例附則第十七項の規定により計算した額(十円未満の端数を生じた場合においては、この端数を四捨五入して得た額)とする。

(勤務地手当の非支給地に在勤する職員の暫定手当)

第十二條 勤務地手当の支給地域以外の地域に在勤する職員の昭和三十三年十月一日以降における暫定手当の額は、その者の給料月額に應じ、別表第三の勤務地手当非支給地の暫定手当定額表に掲げる額とする。

(改正条例附則第十九項に規定する暫定手当の加算)

第十三條 職員が左の各号の一に該当する場合においては、改正条例附則第十九項に規定する改正前の条例の規定による勤務地手当の月額は、第二項に定める額とする。

一 勤務地手当の支給地域の区分を異にして異動した場合

二 給料表の適用を異にして異動した場合

三 給料の調整額を支給されない学校又は職に異動した場合

四 扶養親族に異動があつた場合

五 前各号のほか、昇任、昇給以外の事由によつて給料月額若しくは給料の調整額に異動があつた場合又は改正条例適用の際(改正条例附則第十九項にいう新

職員等については、改正条例施行の際、以下同じ。)においてこれらの支給額が減じられている場合

2 職員が前項各号の一に該当する場合における勤務地手当の月額は、改正条例適用の日(改正条例附則第十九項にいう新職員等については改正条例施行の日をいう。以下「適用日」という。)の前日における職員の給料月額、給料の調整額の月額、扶養手当の月額及び勤務地手当の支給地域の区分に應ずる支給割合(以下「支給割合」という。)を用いて算出した勤務地手当の月額とする。但し、次の各号に該当する場合にあつては、その定めるところに従い当該各号に掲げる額又は支給割合をもつてそれぞれ給料月額、扶養手当の月額又は支給割合として算出するものとする。

一 前項第一号に該当する場合で、その異動直後の支給割合が異動直前の支給割合に達しないときにおいては、その異動直後の支給割合を支給割合とする。

二 前項第二号に該当する場合で、その異動直後の給料月額が異動直前の給料月額に達しないときにおいて

ては適用日の前日における給料月額をその異動直前の給料月額とみなして、改正前の初任給規則の規定の例を用いた場合に受けることとなる異動直後の給料月額に相当する額を給料月額とする。

三 前項第三号に該当する場合においては、給料の調整額は零とし、異動により給料表が異なることとなる場合における給料月額は、前項の規定による給料月額とする。

四 前項第四号に該当する場合で、適用日の前日において、職員の扶養親族であつた者が扶養親族でなくなつたときにおいては、その異動に應じて支給されることとなる扶養手当に相当する額を扶養手当の月額とする。

五 前項第五号に該当する場合で、降任、降給又は停職により給料の支給額が減少したとき若しくは復職したとき又は改正条例適用の際において停職又は減給により給料の支給額が減少しているときにおいては、人事委員会と協議して定める額をそれぞれの額とする。

3 等級決定日以降第一項各号の一に該当した者が再び

それらに該当したときにおける前項の規定の適用については、その際において現に受けていた暫定手当の額を算出するに当つて用いた前項のそれぞれの月額又は支給割合を適用日の前日におけるそれぞれの月額又は支給割合として取り扱うものとする。

(暫定手当の支給)

第十四条 暫定手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(改正条例附則第二十一項に規定する差額の支給)

第十五条 職員が左の各号の一に該当する場合においては、改正条例附則第二十一項に規定する旧給与月額は、第二項に定める額とする。

一 給料表の適用を異にして異動した場合

二 給料の調整額を支給されない学校又は職に異動した場合

三 勤務地手当の支給地域の区分を異にして異動した場合又は扶養親族に異動のあつた場合

四 へき地手当を支給されない学校又は職に異動した

場合

五 前各号のほか、昇任、昇給以外の事由によつて給料、暫定手当若しくはへき地手当の支給額に異動のあつた場合又は改正条例施行の際においてこれらの支給額が減じられている場合

2 前項各号の一に該当する場合における旧給与月額は、改正条例施行の日の前日における職員の給料月額、給料の調整額の月額、勤務地手当の月額及びへき地手当の月額の合計額(給料月額が第一号によつて求められた場合においては、勤務地手当及びへき地手当の月額は、その求められた給料月額を基礎として算出したそれぞれの額)とする。但し、次の各号に該当するときは、その定めるところに従い当該各号に掲げる額をもつてそれぞれの月額として合計額を算出するものとする。

一 前項第一号に該当する場合で、その異動直後の給料月額が異動直前の給料月額に達しないときにおいては、改正条例施行の日の前日における給料月額を

その異動直前の給料月額とみなして、改正前の初任給規則の規定の例を用いた場合に受けることとなる異動直後の給料月額に相当する額を給料月額とする。

二 前項第二号又は第四号に該当する場合には、給料の調整額又はへき地手当は零とし、異動により給料表が異なることとなる場合における給料月額は、前号の規定による給料月額とする。

三 前項第三号に該当する場合で、次に掲げるいずれの場合に該当するときは、それぞれに掲げる額を勤務地手当の月額とする。

(1) 異動直後の支給割合が異動直前の支給割合に達しないときにおいては、改正条例施行の日の前日における給料月額をその異動直後において受けているものとみなして、その異動直後の支給割合を用いた場合に受けることとなる勤務地手当の額に相当する額

(2) 改正条例施行の日の前日において職員の扶養親族であつた者が扶養親族でなくなつたときにおいては、その異動に応じて支給されることとなる勤務地手当の額に相当する額

(3) 前記(1)及び(2)に同時に該当するときは、

(1)及び(2)の例をあわせ用いて算出された勤務地手当の額に相当する額

四 前項第五号に該当する場合で、降任、降給、休職又は停職により、給料、暫定手当又はへき地手当の支給額が減少したとき又は改正条例施行の際において休職、停職又は減給により、給料、暫定手当又はへき地手当の支給額が減じられているときにおいては、人事委員会と協議して定める額をそれぞれの額とする。

3 等級決定日以降第一項各号の一に該当した者が再びそれらに該当したときにおける前項の規定の適用については、その際において現に受けていた差額手当を算出するに当つて用いた前項のそれぞれの月額又は支給割合を改正条例施行の日の前日におけるそれぞれの月額又は支給割合として取り扱うものとする。

(差額手当の支給)

第十六条 差額手当は、給料の支給方法に準じ、昭和三十一年十一月一日から支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。

別表第二

給料の調整額及びこれに対する暫定手当定額表

職務の等級 号給	1 等 級			2 等 級			3 等 級		
	給料月額	調整額	暫定手当	給料月額	調整額	暫定手当	給料月額	調整額	暫定手当
1	25,800	2,064	97	9,800	784	37	6,600	528	25
2	27,000	2,160	102	10,800	864	41	7,000	560	26
3	28,200	2,256	106	11,800	944	44	7,400	592	28
4	29,400	2,352	111	12,800	1,024	48	8,000	640	30
5	30,600	2,448	115	13,800	1,104	52	8,600	688	32
6	31,800	2,544	120	14,800	1,184	56	9,200	736	35
7	33,300	2,664	125	15,800	1,264	60	9,800	784	37
8	34,800	2,784	131	16,800	1,344	63	10,800	864	41
9	36,300	2,904	137	17,800	1,424	67	11,800	944	44
10	37,800	3,024	142	18,800	1,504	71	12,800	1,024	48
11	39,300	3,144	148	19,800	1,584	75	13,800	1,104	52
12	40,800	3,264	154	20,800	1,664	78	14,800	1,184	56
13	42,300	3,384	159	21,800	1,744	82	15,800	1,264	60
14	43,800	3,504	165	22,800	1,824	86	16,800	1,344	63
15	45,300	3,624	171	23,800	1,904	90	17,800	1,424	67
16	46,800	3,744	176	24,800	1,984	93	18,800	1,504	71
17	48,300	3,864	182	25,800	2,064	97	19,800	1,584	75
18	49,800	3,984	188	27,000	2,160	102	20,800	1,664	78
19	51,300	4,104	193	28,200	2,256	106	21,800	1,744	82
20	52,800	4,224	199	29,400	2,352	111	22,800	1,824	86
21				30,600	2,448	115	23,800	1,904	90
22				31,800	2,544	120	24,800	1,984	93
23				33,300	2,664	125	25,800	2,064	97
24				34,800	2,784	131	27,000	2,160	102
25				36,300	2,904	137	28,200	2,256	106
26				37,800	3,024	142			
27				39,300	3,144	148			
28				40,800	3,264	154			
29				42,300	3,384	159			
30				43,800	3,504	165			
31				45,300	3,624	171			
32				46,800	3,744	176			

別表第一 特定給料月額表

切替日以降適用される給料表の名称	職務の等級	給料月額	切替日以降適用される給料表の名称	職務の等級	給料月額	
行政職給料表	1 等級	49,100		2 等級	21,200	
	1 等級	45,900		2 等級	19,800	
	1 等級	44,300		2 等級	19,100	
	1 等級	42,700		3 等級	21,200	
	1 等級	41,100		3 等級	19,800	
	2 等級	42,700		3 等級	19,100	
	2 等級	21,200		4 等級	21,200	
	2 等級	19,800		4 等級	19,800	
	2 等級	19,100		4 等級	19,100	
	3 等級	21,200				
	3 等級	19,800				
	3 等級	19,100				
	4 等級	21,200				
	4 等級	19,800				
	4 等級	19,100				
公安職給料表	1 等級	42,700	医療職給料表(一)	1 等級	49,100	
	1 等級	21,200		1 等級	47,500	
	2 等級	21,200		2 等級	28,400	
	2 等級	19,800		2 等級	25,300	
	2 等級	19,100		2 等級	23,600	
	3 等級	21,200		2 等級	22,800	
	3 等級	19,800		2 等級	22,000	
	3 等級	19,100		2 等級	20,500	
	3 等級	19,100		3 等級	28,400	
	4 等級	21,200		3 等級	25,300	
	4 等級	19,800		3 等級	23,600	
	4 等級	19,100		3 等級	22,800	
	4 等級	19,800		3 等級	22,000	
	4 等級	19,100		3 等級	20,500	
	教育職給料表(一)	2 等級		19,800	教育職給料表(二)	1 等級
2 等級		19,100	1 等級	19,100		
2 等級		10,800	2 等級	19,800		
2 等級		9,600	2 等級	19,100		
3 等級		19,800	3 等級	18,400		
3 等級		10,800	3 等級	19,100		
教育職給料表(二)	1 等級	19,800	医療職給料表(二)	1 等級	21,200	
	1 等級	19,100		1 等級	19,800	
	2 等級	19,800		1 等級	19,100	
2 等級	19,100	2 等級		21,200		
2 等級	19,100	2 等級		19,800		
3 等級	19,800	2 等級		19,100		
3 等級	9,600	3 等級		21,200		
研究職給料表	1 等級	49,100		医療職給料表(三)	3 等級	19,800
	1 等級	42,700			3 等級	19,100
	1 等級	21,200			1 等級	19,100
	1 等級	19,800			2 等級	19,100
	2 等級	19,100				
	2 等級	42,700				

□ 公安職給料表の適用を受ける職員で給料月額が 8,100円以下のものに適用

暫定手当 支給割合 給料月額	自昭32.10.1 至昭33.3.31	自昭33.4.1 至昭34.3.31	昭34.4.1以降
	2 5	3 5	5 5
7,300	156	234	390
7,700	164	246	410
8,100	172	258	430

ハ 教育職給料表の適用を受ける職員に適用

暫定手当 支給割合 給料月額	自昭 32.10.1 至昭 33.3.31	自昭 33.4.1 至昭 34.3.31	昭 34.4.1 以 降	暫定手当 支給割合 給料月額	自昭 32.10.1 至昭 33.3.31	自昭 33.4.1 至昭 34.3.31	昭 34.4.1 以 降
	2 5	3 5	5 5		2 5	3 5	5 5
6,600	144	216	360	24,800	488	732	1,220
7,000	152	228	380	25,800	504	756	1,260
7,400	160	240	400	27,000	528	792	1,320
8,000	168	252	420	28,200	552	828	1,380
8,600	180	270	450	29,400	572	858	1,430
9,200	192	288	480	30,600	596	894	1,490
9,800	204	306	510	31,800	616	924	1,540
10,800	224	336	560	33,300	648	972	1,620
11,800	240	360	600	34,800	676	1,014	1,690
12,800	260	390	650	36,300	704	1,056	1,760
13,800	280	420	700	37,800	732	1,098	1,830
14,800	296	444	740	39,300	760	1,140	1,900
15,800	316	474	790	40,800	788	1,182	1,970
16,800	336	504	840	42,300	816	1,224	2,040
17,800	356	534	890	43,800	844	1,266	2,110
18,800	372	558	930	45,300	872	1,308	2,180
19,800	392	588	980	46,800	900	1,350	2,250
20,800	412	618	1,030	48,300	928	1,392	2,320
21,800	428	642	1,070	49,800	956	1,434	2,390
22,800	448	672	1,120	51,300	984	1,476	2,460
23,800	468	702	1,170	52,800	1,012	1,518	2,530

別表第三

勤務地手当非支給地の暫定手当定額表

1 行政職給料表、公安職給料表、研究職給料表及び
医療職給料表の適用を受ける職員に適用

暫定手当 支給 割合 給料月額	自昭32. 10.1 至昭33. 3.31	自昭33. 4.1 至昭34. 3.31	昭34.4.1 以降	暫定手当 支給 割合 給料月額	自昭32. 10.1 至昭33. 3.31	自昭33. 4.1 至昭34. 3.31	昭34.4.1 以降
	2 5	3 5	5 5		2 5	3 5	5 5
6,100	132	198	330	22,600	444	666	1,110
6,300	136	204	340	23,800	468	702	1,170
6,600	144	216	360	25,000	488	732	1,220
7,000	152	228	380	26,200	512	768	1,280
7,400	160	240	400	27,500	536	804	1,340
8,000	168	252	420	28,900	564	846	1,410
8,600	180	270	450	30,300	588	882	1,470
9,200	192	288	480	32,000	620	930	1,550
9,800	204	306	510	33,700	652	978	1,630
10,600	220	330	550	35,400	684	1,026	1,710
11,400	232	348	580	37,100	716	1,074	1,790
12,300	252	378	630	38,800	748	1,122	1,870
13,300	268	402	670	40,500	780	1,170	1,950
14,300	288	432	720	42,200	812	1,218	2,030
15,300	308	462	770	44,400	856	1,284	2,140
16,300	324	486	810	46,600	896	1,344	2,240
17,300	344	516	860	48,800	940	1,410	2,350
18,300	364	546	910	51,000	980	1,470	2,450
19,300	384	576	960	53,200	1,020	1,530	2,550
20,300	400	600	1,000	55,400	1,064	1,596	2,660
21,400	424	636	1,060	57,600	1,104	1,656	2,760

ホ 医療職給料表(ハ)の適用を受ける職員に適用

暫定手当 支給 割合	自昭32. 10.1	自昭33. 4.1	昭34.4.1 以降	暫定手当 支給 割合	自昭32. 10.1	自昭33. 4.1	昭34.4.1 以降
	至昭33. 3.31	至昭34. 3.31			至昭33. 3.31	至昭34. 3.31	
給料月額	$\frac{2}{5}$	$\frac{3}{5}$	$\frac{5}{5}$	給料月額	$\frac{2}{5}$	$\frac{3}{5}$	$\frac{5}{5}$
10,800	224	336	560	34,800	676	1,014	1,690
11,800	240	360	600	36,400	704	1,056	1,760
12,800	260	390	650	38,000	736	1,104	1,840
13,800	280	420	700	39,600	764	1,146	1,910
14,800	296	444	740	41,200	796	1,194	1,990
15,800	316	474	790	42,800	824	1,236	2,060
17,000	340	510	850	44,400	856	1,284	2,140
18,200	360	540	900	46,000	884	1,326	2,210
19,400	384	576	960	47,600	916	1,374	2,290
20,800	412	618	1,030	49,600	952	1,428	2,380
22,200	436	654	1,090	51,600	992	1,488	2,480
23,600	464	696	1,160	53,600	1,028	1,542	2,570
25,200	492	738	1,230	55,600	1,068	1,602	2,670
26,800	524	786	1,310	57,600	1,104	1,656	2,760
28,400	552	828	1,380	60,000	1,148	1,722	2,870
30,000	584	876	1,460	62,400	1,196	1,794	2,990
31,600	616	924	1,540	64,800	1,240	1,860	3,100
33,200	644	966	1,610				

ニ 教育職給料表(ロ)の適用を受ける職員に適用

暫定手当 支給 割合	自昭32. 10.1	自昭33. 4.1	昭34.4.1 以降	暫定手当 支給 割合	自昭32. 10.1	自昭33. 4.1	昭34.4.1 以降
	至昭33. 3.31	至昭34. 3.31			至昭33. 3.31	至昭34. 3.31	
給料月額	$\frac{2}{5}$	$\frac{3}{5}$	$\frac{5}{5}$	給料月額	$\frac{2}{5}$	$\frac{3}{5}$	$\frac{5}{5}$
6,600	144	216	360	23,300	456	684	1,140
7,000	152	228	380	24,300	476	714	1,190
7,400	160	240	400	25,300	496	744	1,240
8,000	168	252	420	26,400	516	774	1,290
8,600	180	270	450	27,600	540	810	1,350
9,200	192	288	480	28,800	560	840	1,400
9,800	204	306	510	30,000	584	876	1,460
10,600	220	330	550	31,200	608	912	1,520
11,400	232	348	580	32,400	628	942	1,570
12,300	252	378	630	33,600	652	978	1,630
13,300	268	402	670	34,800	676	1,014	1,690
14,300	288	432	720	36,000	696	1,044	1,740
15,300	308	462	770	37,200	720	1,080	1,800
16,300	324	486	810	38,700	748	1,122	1,870
17,300	344	516	860	40,200	776	1,164	1,940
18,300	364	546	910	41,700	804	1,206	2,010
19,300	384	576	960	43,200	832	1,248	2,080
20,300	400	600	1,000	44,700	860	1,290	2,150
21,300	420	630	1,050	46,200	888	1,332	2,220
22,300	440	660	1,100	47,700	916	1,374	2,290

医療職給料表白の適用を受ける職員に適用
(1) 一等級の職員に適用
(2) 二等級の職員に適用
(3) 三等級の職員に適用

給料月額	暫定手当支給割合		自昭 33.3.31	自昭 34.3.31	昭 34.4.1	降
	自昭 32.10.1	至昭 33.3.31				
11,800	272	408	5	5	680	
12,600	292	438	5	5	730	
13,500	312	468	5	5	780	
14,500	328	492	5	5	820	
15,500	348	522	5	5	870	
16,500	368	552	5	5	920	
17,500	388	582	5	5	970	
18,500	404	606	5	5	1,010	
19,500	424	636	5	5	1,060	
20,500	444	666	5	5	1,110	
21,500	460	690	5	5	1,150	
22,500	480	720	5	5	1,200	
23,500	500	750	5	5	1,250	
24,500	520	780	5	5	1,300	
25,500	544	816	5	5	1,360	
26,700	568	852	5	5	1,420	
27,900	588	882	5	5	1,470	
29,100	612	918	5	5	1,530	
30,300	636	954	5	5	1,590	

給料月額	暫定手当支給割合		自昭 33.3.31	自昭 34.3.31	昭 34.4.1	降
	自昭 32.10.1	至昭 33.3.31				
8,900	188	282	5	5	470	
9,500	196	294	5	5	490	
10,200	212	318	5	5	530	
11,000	228	342	5	5	570	
11,800	240	360	5	5	600	
12,600	256	384	5	5	640	
13,500	272	408	5	5	680	
14,500	292	438	5	5	730	
15,500	312	468	5	5	780	
16,500	328	492	5	5	820	
17,500	348	522	5	5	870	
18,500	368	552	5	5	920	
19,500	388	582	5	5	970	
20,500	404	606	5	5	1,010	
21,500	424	636	5	5	1,060	
22,500	444	666	5	5	1,110	
23,500	460	690	5	5	1,150	
24,500	480	720	5	5	1,200	
25,500	500	750	5	5	1,250	
26,700	520	780	5	5	1,300	
27,900	544	816	5	5	1,360	
29,100	568	852	5	5	1,420	
30,300	588	882	5	5	1,470	

給料月額	暫定手当支給割合		自昭 33.3.31	自昭 34.3.31	昭 34.4.1	降
	自昭 32.10.1	至昭 33.3.31				
6,900	148	222	5	5	370	
7,300	156	234	5	5	390	
7,800	164	246	5	5	410	
8,300	176	264	5	5	440	
8,900	188	282	5	5	470	
9,500	196	294	5	5	490	
10,200	212	318	5	5	530	
11,000	228	342	5	5	570	
11,800	240	360	5	5	600	
12,600	256	384	5	5	640	
13,500	272	408	5	5	680	
14,500	292	438	5	5	730	
15,500	312	468	5	5	780	
16,500	328	492	5	5	820	
17,500	348	522	5	5	870	
18,500	368	552	5	5	920	
19,500	388	582	5	5	970	

職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年十月十八日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第十一号

職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員給与の支給に関する規則(昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号を次のように改める。

二 その者の勤労所得、資産所得、事業所得、恩給、退職年金等(増加恩給(公務傷病年金を含む。))又は扶助料(遺族年金を含む。)の受給者に扶養親族がある場合のその扶養親族に対する加給を除く。)の合計額が、年額四万五千円程度以上である者(年の中途において、月額三千七百円程度以上の所得を得るに至り、その原因が継続すると認められる者を含む。)

第十三条を次のように改める。

(勤務地手当の支給)

第十三条 削除

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十六条第一項中「給料及びこれに対する勤務地手当」を「給料」に、「給料及びこれに対する勤務地手当」を「給料」に改める。

第十七条の見出し中「休日給、夜勤手当」を「休日勤務手当、夜間勤務手当」に改め、同条第一項中「超過勤務手当、休日給及び夜勤手当」を「時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当」に、「超過勤務手当等」を「時間外勤務手当等」に、「超過勤務、休日勤務及び夜勤命令簿」を「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」に改める。

第十八条中「超過勤務」を「時間外勤務」に、「休日勤務及び夜勤」を「休日勤務及び夜間勤務」に改める。

第十九条第一項中「超過勤務手当等」を「時間外勤務

様式第二号中「超過勤務休日勤務及び夜勤命令簿」を「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」に、

勤務の区分	
超過勤務	休日勤務
125分の100	150分の100
部分	部分
を	
夜勤	休日夜間勤務

勤務の区分	
時間外勤務	休日夜間勤務
125分の100	150分の100
部分	部分
を	
夜勤	休日夜間勤務

に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、第九条第二項第二号の改正規定を除き、昭和三十二年四月一日から適用する。

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十六号)附則第十五項から第十九項までの規定に基き、職員に暫定手当が支給される間、改正後の職員の給与の支給に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第十六条第一項中「給料」とあるのは「給料及び暫定手当」に、改正後の規則第二十二條の六第二項、第三項及び第四項中「

職員の給料と扶養手当」とあるのは「職員の給料、扶養手当及び暫定手当」に、「給料月額」とあるのは「給料と暫定手当との合計額」にそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年十月十八日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第十二号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1、第3及び第11中

号	級	給
(円)	(円)	(円)
を		
号給	等級	給
(円)	(円)	(円)

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年十月十八日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第十三号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正す

る。

第三条を次のように改める。

第三条 特殊教育職員の給料の調整額は、その者について定められた給料月額に百分の八を乗じて得た額とする。

2 期末手当、勤勉手当及び給与条例第十六条に規定する勤務一時間当りの給与額の計算においては、給料の月額と前項の調整額を加えたものをもつてその基礎となる給料月額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則をここに公布する。

昭和三十三年十月十八日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第十四号

警察職員の退職手当の額から控除する額に
関する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県人事委員会規則第十四号）の全部を次のように改正する。

（この規則の目的）

第一条 この規則は、鳥取県職員退職手当支給条例の特例に関する条例（昭和二十九年七月鳥取県条例第四十五号。以下「特例条例」という。）第四条の規定に基づき、警察職員の退職手当の額から控除する額を定めることを目的とする。

（控除する額）

第二条 特例条例第四条の規定に基づき控除する額は、その者が特例条例施行前において退職した際に受けた退職手当の額の算出の基礎となつた俸給月額又は給料月額で、その俸給月額又は給料月額に対応する別表の通し番号の欄において、その者が退職した日の属する欄に規定している給料月額を除して得た率を、特例条例

施行前において退職した際に受けた退職手当の額に乘以て得た額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

別表 通し番号表

通し番号	退職した日及びその日における俸給月額又は給料月額										自昭32.4.1	
	自昭23.1.1 至昭23.5.31	自昭23.6.1 至昭23.11.30	自昭23.12.1 至昭25.12.31	自昭26.1.1 至昭26.9.30	自昭26.10.1 至昭27.10.30	自昭27.11.1 至昭28.12.31	自昭29.1.1 至昭32.3.31	一般職員	警察官			
1	1,000	1,300	2,400	3,000	3,600	4,400	4,900	6,100	7,300			
2	1,050	1,370	2,470	3,070	3,700	4,500	5,000	6,100	7,300			
3	1,100	1,430	2,541	3,080	3,800	4,600	5,100	6,100	7,300			
4	1,150	1,500	2,613	3,150	3,900	4,700	5,200	6,100	7,300			
5	1,200	1,560	2,688	3,250	4,000	4,800	5,300	6,100	7,300			
6	1,250	1,630	2,765	3,350	4,100	4,900	5,400	6,100	7,300			
7	1,300	1,690	2,844	3,450	4,200	5,000	5,500	6,100	7,300			
8	1,350	1,760	2,926	3,550	4,300	5,100	5,600	6,100	7,300			
9	1,400	1,820	3,009	3,650	4,400	5,200	5,700	6,300	7,300			
10	1,450	1,890	3,096	3,750	4,500	5,300	5,800	6,300	7,300			
11	1,500	1,950	3,184	3,850	4,600	5,400	5,900	6,600	7,300			
12	1,550	2,020	3,275	4,000	4,750	5,550	6,050	6,600	7,300			
13	1,600	2,080	3,369	4,180	4,900	5,700	6,200	7,000	7,300			
14	1,650	2,150	3,466	4,300	5,050	5,850	6,400	7,000	7,300			
15	1,700	2,210	3,565	4,450	5,200	6,000	6,600	7,400	7,300			
16	1,750	2,280	3,667	4,600	5,350	6,200	6,900	7,400	7,700			
17	1,800	2,340	3,772	4,750	5,500	6,400	7,200	8,000	8,100			
18	1,850	2,410	3,880	4,900	5,700	6,650	7,500	8,000	8,100			
19	1,900	2,470	3,991	5,050	5,900	6,900	7,800	8,600	8,600			
20	1,950	2,540	4,105	5,200	6,100	7,150	8,100	8,600	8,600			
21	2,000	2,600	4,223	5,350	6,300	7,400	8,400	9,200	9,200			
22	2,050	2,670	4,344	5,500	6,500	7,650	8,700	9,200	9,200			
23	2,100	2,730	4,468	5,700	6,700	7,900	9,000	9,800	9,800			
24	2,150	2,800	4,596	5,900	6,900	8,150	9,300	9,800	9,800			
25	2,200	2,860	4,727	6,100	7,100	8,400	9,600	10,600	10,600			

26	2,300	2,990	4,883	6,300	7,300	8,650	10,000	10,600	10,600
27	2,400	3,120	5,002	6,300	7,550	8,980	10,400	11,400	11,400
28	2,500	3,250	5,145	6,700	7,800	9,250	10,600	11,400	11,400
29	2,600	3,380	5,292	6,900	8,050	9,550	11,200	12,300	12,300
30	2,700	3,510	5,444	7,100	8,300	9,850	11,600	12,300	12,300
31	2,800	3,640	5,600	7,300	8,600	10,250	12,100	13,300	13,300
32	2,900	3,770	5,750	7,500	8,900	10,650	12,600	13,300	13,300
33	3,000	3,900	5,925	7,800	9,250	11,100	13,100	14,300	14,300
34	3,100	4,030	6,094	8,100	9,600	11,550	13,600	14,900	14,900
35	3,200	4,160	6,269	8,400	9,950	12,000	14,100	15,300	15,300
36	3,300	4,290	6,448	8,700	10,300	12,450	14,600	15,900	15,900
37	3,400	4,420	6,633	9,000	10,650	12,900	15,100	16,300	16,300
38	3,500	4,550	6,823	9,300	11,000	13,400	15,600	17,300	17,300
39	3,600	4,680	7,019	9,600	11,400	14,000	16,300	17,300	17,300
40	3,700	4,810	7,219	9,900	11,800	14,600	17,000	18,300	18,300
41	3,800	4,940	7,426	10,200	12,200	15,200	17,700	19,300	19,300
42	3,900	5,070	7,638	10,500	12,600	15,800	18,400	20,300	20,300
43	4,000	5,200	7,857	10,800	13,000	16,400	19,100	20,300	20,300
44	4,100	5,330	8,082	11,100	13,500	17,100	19,800	21,400	21,400
45	4,200	5,460	8,313	11,400	14,000	17,800	20,500	21,400	21,400
46	4,300	5,590	8,551	11,700	14,500	18,500	21,200	22,600	22,600
47	4,400	5,720	8,796	12,100	15,000	19,200	22,000	23,800	23,800
48	4,500	5,850	9,047	12,500	15,500	20,000	22,800	23,800	23,800
49	4,600	5,980	9,306	12,900	16,000	20,800	23,600	25,000	25,000
50	4,800	6,240	9,573	13,300	16,600	21,600	24,400	26,200	26,200
51	5,000	6,500	9,847	13,700	17,200	22,400	25,300	27,500	27,500
52	5,400	7,020	10,120	14,200	17,800	23,300	26,200	27,500	27,500
53	5,600	7,280	10,419	14,700	18,400	24,200	27,300	28,900	28,900
54	5,800	7,540	10,717	15,200	19,000	25,100	28,400	30,300	30,300
55	6,000	7,800	11,024	15,700	19,600	26,200	29,500	32,000	32,000
56	6,200	8,080	11,339	16,200	20,400	27,300	30,600	32,000	32,000
57	6,400	8,320	11,664	16,700	21,200	28,400	31,700	33,700	33,700
58	6,600	8,580	11,998	17,200	22,000	29,500	32,800	35,400	35,400
59	6,800	8,840	12,341	17,700	22,800	30,600	33,900	37,100	37,100

60	7,000	9,100	12,695	18,300	23,600	31,900	36,300	37,100	37,100
61	7,200	9,360	13,058	18,900	24,400	33,200	36,700	38,800	38,800
62	7,400	9,620	13,432	19,500	25,200	34,500	38,100	40,500	40,500
63	7,600	9,880	13,816	20,100	26,200	35,900	39,600	42,200	42,200
64	7,800	10,140	14,212	20,800	27,200	37,300	41,100	44,400	44,400
65	8,000	10,400	14,619	21,500	28,200	38,600	42,700	44,400	44,400
66	8,400	10,920	15,037	22,200	29,200	40,300	44,300	46,600	46,600
67	8,800	11,440	15,467	22,900	30,300	41,800	45,900	48,800	48,800
68	9,200	11,960	15,910	23,600	31,400	43,300	47,500	51,000	51,000
69	9,600	12,480	16,365	24,300	32,500	44,800	49,100	51,000	51,000
70	10,000	13,000	16,834	25,000	33,600	46,300	50,700	53,200	53,200

注 一般職員の欄は、行政職給料表の適用を受ける職員に、警察官の欄は、公安職給料の適用を受ける職員について適用する。